

秋田県木造住宅耐震診断技術者登録制度要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、県内において木造住宅の耐震診断が適切に実施されるよう、知事が、木造住宅の耐震診断を行う者を登録するために必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2 この要綱において「秋田県木造住宅耐震診断技術者」とは、知事が木造住宅の耐震診断にかかる技術を持つ者として認めた者をいう。

(診断技術者の登録)

第3 秋田県木造住宅耐震診断技術者（以下「診断技術者」という。）の登録は、診断技術者として登録を受けようとする者の申請に基づき知事が行う。

- 2 前項の規定により登録した診断技術者は、診断技術者台帳（様式第1号）に登録するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定により登録した診断技術者に対し、診断技術者登録証（様式第2号）を交付する。
- 4 前項の規定による登録証の有効期間は、全項の規定による登録証の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(登録の申請)

第4 第3第1項の規定による登録の申請は、次に掲げる要件の全てに該当する者でなければ行うことができない。

- (1) 県内に居住又は勤務する者
- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第2条第1項に基づく建築士（以下「建築士」という。）である者
- (3) 申請の日から過去5年において建築士として処分を受けたことがない者
- (4) 次のいずれかに該当する者

ア 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第5条第1号及び第2号の規定に基づく「木造耐震診断資格者講習」を修了した者

イ 秋田県主催の「木造住宅の耐震診断・改修講習会」を受講した者（平成18年度及び平成19年度に開催した講習会を含む）

ウ 一般社団法人秋田県建築士会又は一般社団法人秋田県建築士事務所協会主催の「秋田県木造住宅耐震診断士養成講習会」を受講した者

2 第3第1項の規定による登録を受けようとする者は、診断技術者登録(更新)申請書（様式第3号）に次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 顔写真（申請前6月以内に撮影したもので、無帽、正面、上三分身及び無背景のものを1枚。写真の大きさは、縦3センチメートル、横2.5センチメートルとし、写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

- (2) 建築士免許証等の写し
- (3) 前項第4号に該当することを証するものの写し（講習会の受講修了証の写し等）

（有効期間の更新等）

第5 診断技術者登録証の有効期間は、申請により更新することができる。

- 2 前項の規定による更新の期間は、5年とする。
- 3 診断技術者の更新の申請は、第4第1項第1号から第3号までに該当する者でなければ行うことができない。
- 4 診断技術者として更新を受けようとする者は、当該登録証の有効期間の満了の30日前までに診断技術者登録(更新)申請書(様式第3号)に第4第2項第1号に規定する書類を添えて、知事に申請しなければならない。
- 5 第3第3項の規定は、前項の規定による申請があった場合に準用する。

（登録事項の変更）

第6 診断技術者は、第4第2項及び第5第4項に規定する申請書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに、知事に診断技術者登録事項変更届出書(様式第4号)を提出しなければならない。

- 2 前項の届出のうち氏名の変更がある場合は、登録証を添えて提出しなければならない。
- 3 知事は前項の届出を受理した場合は、登録証を書換え交付するものとする。

（登録証の再交付）

第7 診断技術者は、登録証を紛失又は汚損したときは、診断技術者登録証再交付申請書(様式第5号)により知事に再交付を申請しなければならない。

- 2 知事は、前項の申請があったときは、登録証を再交付するものとする。
- 3 前項の規定により登録証の再交付を受けた診断技術者が紛失した登録証を発見した者は、速やかに当該登録証を知事に返納しなければならない。

（申請の取り下げ）

第8 登録の申請を取り下げようとする者は、知事に診断技術者登録申請取下げ届出書(様式第6号)を提出しなければならない。

（診断技術者の業務）

第9 診断技術者は、市町村が実施する木造住宅の耐震診断を行う者を派遣する事業において、木造住宅の耐震診断を行うものとする。

（診断技術者の責務）

第10 診断技術者は、誠実に木造住宅の耐震診断その他診断に必要な業務を行わなければならない。

- 2 診断技術者は、第9に基づき木造住宅の耐震診断の業務に従事するときは、常

に診断技術者登録証を携帯しなければならない。

(秘密保持義務)

第 11 診断技術者は、耐震診断の業務に従事して知り得た秘密を漏らし、自己の利益のために使用してはならない。

(登録の拒否)

第 12 知事は、第 3 の規定に基づき登録を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当する者である場合は、登録を拒否することができる。

- (1) 虚偽の申請により登録を受けようとした者
- (2) 居住地又は勤務地が県内でない者
- (3) 建築士でない者
- (4) 登録を申請した日から過去 5 年において建築士として処分を受けたことがある者
- (5) 第 4 第 1 項第 4 号のいずれにも該当しない者
- (6) その他知事が登録の拒否が適当と認めた者

2 知事は、前項の規定により登録を拒否する場合は、診断技術者登録拒否通知書(様式第 7 号)により通知しなければならない。

(登録の取消し)

第 13 知事は、診断技術者が、次の各号のいずれかに該当する者である場合は、診断技術者の登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により登録を受けた者
- (2) 第 9 又は第 10 の規定に反した者
- (3) 建築士でなくなった者
- (4) 法に基づく処分を受けた者
- (5) 居住地又は勤務地が県内でなくなった者
- (6) その他知事が、登録の取消しが適当と認めた者

2 知事は、前項の規定による取消しを行う場合には、診断技術者登録取消通知書(様式第 8 号)により通知しなければならない。

(登録の辞退)

第 14 診断技術者は、登録を辞退しようとするときは登録辞退届出書(様式第 9 号)に登録証を添付し、知事に届出なければならない。

2 知事は、前項の届出があったときは、登録を取り消すものとする。この場合において、知事は、前条第 2 項の診断技術者登録取消通知書(様式第 10 号)により本人に通知するものとする。

(申請書等の提出先)

第 15 第 4 第 2 項、第 5 第 4 項及び第 7 第 1 項に規定する申請書並びに第 6、第 8

及び第 14 第 1 項に規定する届出書（以下この項において「申請書等」という。）は、建設部建築住宅課へ提出するものとする。

（閲覧）

第 16 診断技術者登録名簿（様式第 11 号）は、次の場所において一般の閲覧に供するものとする。

- （1）建設部建築住宅課
- （2）各地域振興局建設部建築課
- （3）市町村建築担当課等
- （4）建築関係団体

（その他）

第 17 この要綱に定めるもののほか、診断技術者登録制度に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 3 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。